

## 契約条件

### 第1条 (目的)

この契約条件（以下「本条件」という）は、アボットジャパン合同会社（以下「アボット」という）が発注先（以下「受注者」という）に発注又は委託し受注者が受注又は受託する「本件取引」（第2条に定義する）について、その条件を定めるものである。なお、「発注書」及び「本条件」に定める契約を、以下総称して「本契約」という。

### 第2条 (定義)

- 「従業者」とは、役員及び従業員（正社員、契約社員、パートタイマー、嘱託社員、派遣社員等。）をいう。
- 「受注者関係者」とは、「本件取引」に携わる受注者の「従業者」、並びに代理人、アドバイザー、受注者の再委託先等及びそれらの「従業者」をいう。
- 「成果物」とは、「本件取引」の成果として受注者がアボットに引き渡す物品等をいう。
- 「取引対象」とは、「本件取引」の履行対象となるアボットの事務所等やイベントをいう。
- 「提供資料等」とは、「本件取引」に際し、アボットが受注者に開示・提供する製品サンプル及び資料・情報等をいい、それら（情報を有形化した書面を含む。）の複写・複製物を含む。
- 「派生情報等」とは、「成果物」以外の「本件取引」により得られるデータ、情報等並びにそれら（情報を有形化した書面を含む。）に基づき作成される報告書等の一切をいい、版下（データ）、デザイン・素材（写真等）等も当然に含む。
- 「発明等」とは、「秘密情報」に基づき、「受注者」又は「受注者関係者」が行う一切の発明・改良・創作等をいう。
- 「秘密情報」とは、口頭又は書面（電子メール、フロッピーディスク等の電子媒体を含む。）を問わず、アボットが受注者に開示・提供する全ての資料・情報等（「提供資料等」を含む。）、「成果物」、「派生情報等」、「本契約」の締結の事実及びその内容、「本契約」の締結及び履行の過程で知り得たアボットにかかわる一切の情報（アボットの営業上及び経営上の秘密を含む。）をいう。

- 「本件取引」とは、アボットの営業の用に供する物品等（ソフトウェア含む）の売買若しくは作成・制作委受託、アボットの事務所等の工事の委受託又はアボットのイベントにかかわる業務の委受託等をいう。
- 「注文書」とは、アボットが作成し受注者が合意した「本件取引」の詳細、対価等を定めた書面をいう。

### 第3条 (本件取引)

「本件取引」の具体的内容及び条件は、「本条件」及び「発注書」に定める通りとする。

### 第4条 (対価、諸経費及び支払い条件)

- アボットが受注者に支払う「本件取引」の対価及び諸費用は、「発注書」に定める。
- アボットは、前項の「本件取引」の対価及び諸費用の支払いについては、第7条に定める検収完了後、受注者の発行する請求書に基づき、アボットが発行した発注書に記載された支払い条件で、受注者が指定する口座に振込み支払う。なお、振込手数料の負担については、別途受注者及びアボットが協議し合意の上定める。

### 第5条 (提供資料等)

- アボットは、受注者に対し、受注者が「本件取引」を履行するために必要であるとアボットが判断する「提供資料等」を開示・提供する。
- 受注者は、「提供資料等」を、滅失、盗難、毀損又は漏洩のないよう万全の措置を講じて保管する。
- 受注者は、「提供資料等」を、「本件取引」の履行以外の目的に使用してはならない。
- 受注者は、「提供資料等」を、「本件取引」を履行する上で必要最小限の範囲を超えて複写・複製し、「本件取引」にかかわらない「受注者関係者」に伝達し、又は「受注者関係者」以外の第三者に移転、譲渡、貸与又は閲覧に供してはならない。
- 受注者は、「本件取引」の終了後又は「本件取引」の終了前であってもアボットが求めた場合には、速やかに、全ての「提供資料等」を、アボット

の選択に基づき、アボットに返却し又は受注者の責任において復元不可能な方法で廃棄若しくは消去しなければならない。

#### 第6条（「成果物」の引渡し）

1. 「成果物」の引渡し又は「本件取引」の履行は、受注者が「発注書」に定める内容、数量及び品質等を具備したものを、「発注書」に定める納期迄に、「発注書」に定める納入／作業場所において行う。
2. 受注者は、「発注書」に定める納期迄に「成果物」の全部若しくは一部を納入できない又は「本件取引」の全部若しくは一部を履行できない事由が発生した場合、又はそのおそれがある場合は、速やかにその理由及び納入・履行予定時期等をアボットに通知し、アボットの指示に従う。
3. 受注者が納期前に「成果物」を納入しようとする又は「本件取引」を履行しようとする場合は、予めアボットの承諾を得なければならない。

#### 第7条（検収及び契約不適合責任）

1. アボットは、①「成果物」について前条の引渡しを受けた後若しくは「本件取引」が完了した後、「発注書」に定める検収期間内、又は②発注書に検収期間についての定めがない場合には、「成果物」が引渡された日又は「本件取引」の完了の通知を受けた日から起算してアボットの6営業日以内に、「発注書」に基づきアボットが受注者に指示した内容及び品質等により「成果物」又は「本件取引」の履行結果の内容及び品質等を審査するものとし、「成果物」又は「本件取引」の履行結果が当該審査に合格したとアボットが判断した時をもって検収が完了したものとす。
2. 当該「成果物」又は「本件取引」の履行結果の全部又は一部の内容及び品質等と異なる場合には、受注者は、アボットの指示に従い、その全部又は一部について、これを無償で修補、代替物を提供、又はその返品を受け付けなければならない。当該修補、代替物提供又は返品に要した一切の費用（往復運送料、作業費及び梱包費含む。）は、受注者が負担する。
3. アボットは、本条第1項に定める検収が完了したときはその旨を、検収の結果本条第1項の審査に合格しなかったときは不合格であった旨を、受注者に対し通知する。

4. アボットは、前項に定める検収完了又は検収不合格の通知が、本条第1項に定める期間内になされない場合には、当該期間満了の翌日に、アボットによる当該「成果物」又は「本件取引」の履行結果の検収が完了したものとみなす。
5. 本条第1項又は前項にかかわらず、「成果物」又は「本件取引」の履行結果がアボットの検収に合格した日から1年以内に、当該「成果物」又は「本件取引」の履行結果に契約不適合を発見した場合は、アボットは、受注者に速やかに通知するとともに、受注者に対して、契約不適合の無償修補、代替物の無償提供、代金減額及び損害賠償を請求し、並びに「本契約」を解除することができる。なお、本条項は、受注者の責任（第14条（第三者責任）にて定める責任を含む。）を何ら免除又は軽減するものではない。

#### 第8条（所有権の移転）

前条に定める検収が完了した時に、「成果物」及び「派生情報等」の所有権は、受注者からアボットへ移転する。

#### 第9条（危険負担）

受注者及びアボットのいずれの責にも帰せざる事由により、「成果物」の全部又は一部が滅失、毀損又は汚損した場合、これによる損失を負担する者は前条に定める所有権移転の時点で区分されるものとし、所有権移転より前に生じた損失は受注者が、所有権移転以後に生じた損失はアボットが負担する。

#### 第10条（秘密保持）

1. 受注者は、「秘密情報」を、漏洩し、又はアボットの事前の書面による同意を得ずして、第三者に開示・提供し、公表し、若しくは「本件取引」の履行以外の目的に利用してはならない。但し、個人情報を除き、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。
  - (1) アボットから開示・提供された際、自ら所有していたことを証明できるもの
  - (2) アボットから開示・提供された際、既に公知であったもの
  - (3) アボットから開示・提供された後、受注者の責によらないで公知となったもの

- (4) 受注者が、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずして取得したことを証明できるもの
  - (5) 「秘密情報」に基づくことなく、受注者が独自に開発したもので、かかる事実が証明できるもの
  - (6) 法律その他の規制に基づき裁判所又は規制当局に開示・提供するもの
2. 前項において、受注者が、アボットの事前の書面による同意を得た上で第三者に対し「秘密情報」を開示又は提供する場合は、当該第三者に対し、「本契約」において課せられているのと同等の義務を負わせるものとし、当該第三者の義務違反については、受注者がその一切の責任を負う。
  3. 本条第1項第6号において、受注者が、法律その他の規制に基づき裁判所又は規制当局に対しアボットの「秘密情報」を開示・提供する場合は、直ちにアボットに対し通知するとともに、開示・提供する範囲を必要最小限にするための努力を行うものとする。

#### 第11条（受注者関係者）

受注者は、「秘密情報」を取り扱う「受注者関係者」の範囲を必要最小限にするとともに、当該「受注者関係者」に対し、受託者と当該「受託者関係者」の契約が継続中又は終了した後といえども、「本契約」において受託者に課せられているのと同等の業務を負わせるものとし、当該「受注者関係者」及びその「従業者」の義務違反について、その一切の責任を負う。

#### 第12条（権利の帰属）

1. 受注者は、「秘密情報」（版下（データ）、デザイン・素材（写真等）等を当然に含む。）及び「発明等」にかかわる一切の権利（出版権並びに著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）がアボットに帰属すること、又は当該権利をアボットに無償で譲渡し、そのための手続きに遅滞なく協力することに同意し、「受注者関係者」にも協力させる。さらに、受注者は、アボット及びアボットが指定する者に対して、自ら又は「受注者関係者」をして、「本件取引」より得られる「成果物」、「派生情報等」又は「発明等」に係る著作権者人格権を行使せず又は行使させないものとする。
2. 前項に基づき、アボットは、受注者又は「受注者関係者」の承諾を得ることなく、「成果物」、「

派生情報等」若しくは「発明等」を自由に使用・利用（改変・修正を含む。）し又は第三者に開示・提供することができる。なお、改変・修正後の「成果物」、「派生情報等」又は「発明等」にかかわる一切の権利（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）も、アボットに帰属する。

#### 第13条

##### （第三者の知的財産権等の保護及び個人情報保護）

1. 受注者は、本契約に関し、常に法令規則等及び監督官庁の指導を遵守するとともに公正な商慣習に照らし適正と認められる方法によって「本件取引」を履行するものとし、いかなる場合も第三者の知的財産権、営業秘密、ノウハウ及びその他一切の権利を侵害しないことを保証する。
2. 本契約に関し、受注者又は「受注者関係者」が、前項の定めに違反したことに起因し、第三者との間に権利の侵害等を理由とする紛争が生じた場合、受注者は、アボットに直ちに連絡するものとし、受注者の負担及び責任において一切処理解決し、アボットは一切の責を免れる。また、受注者は、アボットに対し、かかる紛争によってアボットが負担する損害を補償する。
3. 本契約にかかわり、受注者がアボットの保有する個人情報を取り扱う場合は、受注者は、当該個人情報を保護するために、別途「個人情報の取り扱いに関する覚書」をアボットと取り交わす。

#### 第14条（第三者責任）

1. 「成果物」に契約不適合や製造物責任で定める欠陥が存在していることが判明した場合、又は存在する可能性がある場合には、受注者及びアボットは、速やかに相手方当事者に通知することとし、受注者は、その処理解決に責任を持ち、速やかに対処する。
2. 「成果物」の契約不適合や製造物責任で定める欠陥に起因して、「成果物」又は「成果物」を組み込んだ物品が第三者に対して損害を与えたことにより、アボットに損害が発生した場合、受注者は、当該損害（合理的範囲の弁護士費用を含む。）を賠償する。

#### 第 15 条 (広告宣伝等における使用制限)

受注者は、「本契約」、その主題、並びにアボット、アボットの関連会社、アボットの親会社である米国アボット・ラボラトリーズ及びその関連会社の名称及びそれらが取扱う製品の名称に関し、アボットの事前の書面による承諾を得ることなく、広告宣伝、プレスリリース又はその他公の開示をしてはならない。

#### 第 16 条 (不可抗力)

受注者及びアボットは、戦争、暴動、労働争議、火災、台風、洪水、地震、政府規制又はその他の自己の合理的支配を超えた事由に起因する、「本契約」の全部又は一部の履行遅滞又は不履行について、その責を負わない。この場合、受注者又はアボットは、当該事態の発生を速やかに相手方当事者に通知し、誠意をもって協議の上、円満解決を図る。

#### 第 17 条 (契約の解除及び解約)

1. 受注者又はアボットが、相手方当事者による本契約の違反について、相当な期限を定めて書面にてその是正を催告したにもかかわらず、相手方当事者が当該期間内には是正しない場合は、「本契約」の全部又は一部を解除することができる。
2. 受注者及びアボットは、相手方当事者が次の各号のいずれかに該当した場合は、催告その他何ら手続を要することなく、直ちに「本契約」の全部又は一部を解除することができる。
  - (1) 手形若しくは小切手を不渡りとし、又は一般の支払を停止したとき
  - (2) 監督官庁より営業の取消又は停止等の処分を受けたとき
  - (3) 第三者より仮差押え、差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
  - (4) 破産、特別精算、民事再生手続又は会社更生手続の申立を受け又は自ら申し立てたとき
  - (5) 解散、合併、分割又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡を決議したとき
  - (6) 財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
  - (7) 前各号のいずれか一が発生するおそれがあると相手方当事者が認めたとき
3. 前二項に基づく解除は、損害賠償の請求を妨げない。

4. 受注者及びアボットは、法令規則等又は政府機関からの要請、命令若しくは緊急措置等を遵守することが目的である場合には、何らの責任も負うことなく、「本契約」の全部又は一部を解除し又は保留できる。
5. 理由の如何にかかわらず、アボットは、「発注書」の納期より 7 日前に受注者に通知することにより、「本契約」を何らの損害賠償義務も負うことなく解約できる。但し、受注者が既に「本件取引」の履行に着手している場合は、アボット及び受注者は協議し合意のうえ、その対応を定める。

#### 第 18 条 (損害賠償)

受注者又はアボットは、相手方当事者（「受注者関係者」を含む。）が「本契約」の定め又は法令規則等に違反した場合、これにより被った損害の賠償（合理的範囲の弁護士費用を含む。）を相手方当事者に請求できる。

#### 第 19 条 (有効期間)

3. 「本契約」は、「本契約」の成立日（受注者が「本件取引」を受注又は受託した日）から、「発注書」に定める全ての「本件取引」が完了する日迄とする。
4. 前項の定めにかかわらず、第 5 条（提供資料等）、第 7 条（検収及び契約不適合責任）第 5 項、第 10 条（秘密保持）、第 11 条（受注者関係者）、第 12 条（権利の帰属）、第 13 条（第三者の知的財産権等の保護及び個人情報保護）、第 14 条（第三者責任）、第 15 条（広告宣伝等における使用制限）、第 17 条（契約の解除及び解約）第 3 項、第 18 条（損害賠償）、本条（有効期間）、第 21 条（準拠法及び裁判管轄）、第 22 条（法令遵守、コンプライアンス）及び第 23 条（協議等）の規定は本契約終了後も存続する。

#### 第 20 条 (変更)

受注者又はアボットが、本契約に定める事項の変更について必要性を認めた場合、受注者及びアボットは、別途協議し合意の上、書面にて変更する。

#### 第 21 条 (準拠法及び裁判管轄)

本契約の準拠法は日本法とする。受注者及びアボットは、本契約に関する紛争について東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

### 第 22 条 (法令遵守、コンプライアンス)

受注者は、「本件取引」の履行に際して公正競争規約などの業界規制、米国の海外汚職行為防止法 (Foreign Corrupt Practices Act) を含む贈収賄・汚職防止に関する関係法令、その他適用される全ての法規を厳格に遵守するものとする。

### 第 23 条 (資格停止に関する表明保証)

1. 受注者は、受注者及び受注者の関連会社、代理人、下請人又は受注者の従業員 (治験担当医師及び治験分担医師を含む) であって「本契約」上の業務を提供する者が、過去 5 年間及び現在、(a) 下記の通り定義される資格停止、資格喪失又は除外をされていないこと、(b) 政府機関により (a) のように制限されることが予定されていないこと、(c) 有罪判決又は民事裁判により (a) のように制限される可能性のある判決が下されていないこと、を表明し保証する。本契約において「資格停止、資格喪失又は除外」とは、(i) 監督官庁による規制を受ける医療関連企業への製品又はサービスの提供、(ii) 治験への参加、(iii) 政府のプログラムへの参加又は政府のプログラムのための製品又はサービスの提供、又は (iv) 政府調達又は調達以外の政府のプログラムへの参加につき、適用法令又は規制により、禁止、一時停止その他の制限を課され、又は不適格とみなされていることをいう。
2. 受注者は、前項の表明保証に違反した場合、又は前項が定める制限が課される結果となり得る調査若しくは手続の開始を知った場合、直ちにアボットにその旨を通知するものとする。
3. アボットは、受注者が第 1 項の表明保証に違反した場合、又は受注者について第 1 項が定める制限が課される結果となり得る調査若しくは手続が開始された場合、何らの催告、通知等なくして直ちに「本契約」を解除することができる。

### 第 24 条 (協議等)

1. 「発注書」、「本条件」、「発注書」に記載の受注者の見積書に定める内容が異なる場合、「発注書」が「本条件」に優先し、「本条件」が「発注書」に記載の受注者の見積書に定める内容に優先して適用される。
2. 「本契約」に定めのない事項又は「本契約」の解釈に関する疑義のある事項については、受注者及びアボットは、別途協議し合意の上これを解決する。

以上